

学校法人東京理科大学
ガバナンス・コード
(2025 年 3 月 31 日廃止)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人東京理科大学及びその設置する東京理科大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神

＜理学の普及を以て国運発展の基礎とする。＞

本学は、明治14(1881)年に東京大学を卒業間もない若き21名の理学士らにより「東京物理学講習所」として創立され、2年後に東京物理学校と改称されました。創立者たちは「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」との建学の精神を掲げ、理学の普及運動を推進しました。教育方針としては、創立以来、真に実力を身につけた学生だけを卒業させるという「実力主義」を旨とし、その伝統は今日まで引き継がれています。

(2) 建学の精神に基づく各学部・研究科の人材育成に関する目的

【理学部第一部】

理学部第一部は、数学・物理・化学の基礎系3学科と応用数学・応用化学の応用系2学科から構成され、「理学の普及」という建学の精神のもと、自然界の普遍的真理を解明することを目指しています。ますます発展・変動している社会情勢の中で、現代社会が求める新しい「科学技術の創成」へ向けて、「実力主義」に恥じない十分な基礎学力の上に高度な専門知識を身に付け、豊かな教養に裏打ちされた強い倫理観と豊かな人間性を持ち、確固とした信念と実力を備えた有為な人材を育成します。

【理学部第二部】

我が国は、科学技術の創造により国運の発展と国際貢献を目指しており、科学技術発展の基礎と成る理学は、益々その重要性を増していきます。理学部第二部では、理念である本学創設以来の「理学の普及と実力主義」に向かって、理学部第一部と緊密に連携を取りながら、夜間の時間帯に十分な基礎学力の上に高度な専門知識を身に付け、豊かな教養に裏打ちされた強い倫理観と豊かな人間性を持った人材を育成します。

【薬学部】

薬学部は、「医薬分子をととして人類の健康を守る」志をもった優れた人材を育成することを基本理念とします。薬学科及び生命創薬科学科は、協同して、知性に富み、倫理観と豊かな人間性を備え、総合的な生命科学及び情報科学としての薬学を担い、基礎と臨床・公衆衛生の橋渡しに貢献し、人類の健康と疾病克服に尽力できる人材を育成します。

【工学部】

工学部は、本学における人材育成の基本的な目的である「倫理観と豊かな人間性を備え、国際的視野を持った技術者の育成」に基づいて、建築学、工業化学、電気工学、情報工学、機械工学の各分野の研究者・技術者・設計者に求められる学識・技術・研究方法を修得し、学術的あるいは実務的課題を学際的な見地から自ら発見かつ解決する能力を有し、社会に対する良識と責任意識を持ち、文化の維持発展に寄与することのできる、指導力を持った人材を育成します。

【創域理工学部】

創域理工学部は、事物の本質を探究しその知見を応用する理学系 4 学科と工学系 6 学科の教育・研究を展開し、一つの学問領域や学科だけで解決できない問題に対しては、その枠を超えて共創するとともに、分野横断的に俯瞰した国際的な視点から共に響き合うことにより科学と技術の新しい領域を創域し、新たな価値を創造することを理念としています。この理念のもと、豊かな教養に加え、理学及び工学の基礎力・応用力を備え、それらを駆使できる行動力を持った科学者、技術者及び教育者として、時代の要請に的確に対応できる人材を育成します。

【先進工学部】

先進工学部は数学・物理学・化学・生物学等の基礎科学領域を「縦糸」、電子・材料・バイオ・機械・情報などの先進工学領域を「横糸」として、両者が有機的に織りなすことで創発する「学際イノベーションフィールド」において、現代社会の諸課題の解決に取り組むと共に、豊かな未来社会の創造に資する科学技術の未踏領域に挑むことを目的に、教育と研究の場を有機的にリンクし、その融合場において基礎学力と社会応用力に加え「デザイン思考」を修得し、現代科学・現代産業、未来科学・未来産業における革新を担う人材、そして世界を舞台に活躍することができる人材を育成します。

【経営学部】

経営学部は、理学と工学の知識に基づき数理・数量的かつ実証的アプローチを積極的に活用し、文系・理系の枠組みを超えた新しい視点から経営の理論と技法のみならずグローバルな視点から幅広い価値観と経営・経済活動の実践感覚を教授するとともに、実用的な知識を教育することによって、科学的認識に基づき経営に関する合理的判断や意思決定を行うことができる有為な人材を育成します。

【理学研究科】

理学研究科は、「理学の普及」と「実力主義」を求める厳格な教育の実践を、その研究・教育の基本理念とし、修士課程においては、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、関連分野の素養や理学の専門家としての教養を身に付け、より広い視野に立って文化の進展に寄与することのできる精深な学識と研究能力に富む研究者・技術者・教育者を育成します。博士後期課程においては、社会的倫理観や国際的視野を持ち、従来の学術的認識に新しい視野からの知見を加え、文化の進

展に寄与するとともに、専攻分野に関し独創的研究能力を有し、自立した研究を遂行することのできる研究者・技術者を育成します。

【薬学研究科】

修士課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を有する人材を育成します。博士後期課程及び博士課程は、薬学における独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を有する人材を育成します。

【工学研究科】

修士課程は、学部における一般教養科目及び専門の教育を基礎として、各専攻分野の基本となる専門知識と技能に加え、技術者に要求される倫理や常識を修得し、専門分野における研究能力及び高度の専門性を必要とする職業を担う能力を持つ人材を育成します。博士後期課程は、専攻分野における研究活動の実践を通じて、独創的かつ自立した研究活動の遂行が可能な知見と能力を有し、国際的な水準の研究として活躍できる、指導力を持った人材の育成、工学における独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与する有為な人材を育成します。

【創域理工学研究科】

修士課程は、学部における一般的及び専門的教育の基礎の上に専門分野の精深な学識を修め、さらに一つの学問領域や専攻だけで解決できない問題に対しては、その枠を超えて共創するとともに、分野横断的に俯瞰した国際的な視点から共に響き合うことによって、多様化した人材交流を通して科学と技術の新しい領域を創域し、新たな価値を創造し、かつ実践できる人材を育成します。博士後期課程は、理学及び工学における独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、学問領域を超えて共創し、分野横断的に俯瞰した国際的な視点から共に響き合うことによって、多様化した人材交流を通して科学と技術の新しい領域を創域し、新たな価値を創造することで学術・文化の進展に寄与するとともに、自らのリーダーシップによって実践することができ、かつ自立した研究活動を行うに必要な高度の能力を有する人材を育成します。

【先進工学研究科】

修士課程は、工学・科学の各分野が相互に関連し合って進歩を遂げている現状を踏まえて、各専攻間の枠を超えた横断的な研究・教育を行い、多様な専門性を要求される業務に必要な研究能力及び学識を修得し、「デザイン思考」を活用することにより、独創的かつ指導的役割を果たし得る、工学技術の進展に寄与することのできる人材を育成します。

博士後期課程は、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を修得し、「デザイン思考」を活用することにより、研究者として自立して研究活動を行い、世界的水準を目指した学術研究と工学技術の進展に寄与することのできる人材を育成します。

【経営学研究科】

修士課程は、広い視野に立って経営学に関する精深な学術の理論と応用の学識を授け、経営学の分野における研究能力又は経営に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学術の創造と文化の進展に寄与することのできる人材を育成します。博士後期課程は、経営学に関する幅広い知

識と豊かな創造力を有し、その学術的進歩に寄与する人材を育成します。専門職学位課程は、理学と工学が一体となった「科学技術」及び「経営」の実践的融合並びに「グローバルな視点」及び「高い職業倫理観」の育成を図った教育を通じて、社会の急速な変化に敏速かつ革新的に対応し、牽引することができる高度専門職業人を養成し、社会に輩出することを目的とします。

【生命科学研究科】

修士課程は、生命科学の急速な進展に対応できる広い視野を持って生命体の分子機構の解明を志し、高度の専門知識及び研究能力を有する人材を育成します。

博士後期課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し自立した研究活動を行うことが出来る高度の能力を有する人材を育成します。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

（1）建学の精神に基づく教育研究理念 大学の教育研究理念

＜自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学と技術の創造＞

本学は、教育研究理念として「自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学と技術の創造」を掲げています。すなわち、理学と工学の両分野をもつ理工系総合大学として、本学は、自然および生命現象の本質と原理を解明し人類の叡智の進展をめざす「理学の知」と、様々な物・技術・システムを構築して人類の活動の充実と高度化に貢献する「工学の知」を協働させ、「自然と人間の調和的かつ永続的な繁栄への貢献」をめざす教育と研究を行います。

この理念に基づき、学部にあつては、実力主義の伝統を堅持しつつ、幅広い視野を涵養する教養教育と、理工系総合大学として理学・薬学・工学・経営学分野の基礎教育および最先端の専門教育を行い、正しい倫理観と豊かな人間性を備え、国際的視野を持った科学者・技術者および本学が伝統としてその実績を誇る理数教育者を養成します。

大学院においては、学問の自由を基礎に、理学・薬学・工学・経営学の高度な理論および応用を教授・研究し、それぞれの分野で卓抜した研究拠点を形成します。同時に、確かな基礎知識に裏付けられた広い視野と柔軟な思考力に加えて、正しい倫理観と豊かな人間性および国際的視野を備え、独創性に富む有為な人材を育成します。

（2）中期的（3年以上5年以内）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会及び学長室において進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

⑥ 中期的な計画に盛り込む事項

- ア 教育の質の向上の具体策
- イ 経営強化策
- ウ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
- エ 財政基盤の安定化策
- オ 入学定員確保策
- カ 教育環境整備計画
- キ グローバル化、ICT 化策
- ク 計画実現のための PDCA 体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年(2015 年)2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

（1）理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 少なくとも2名以上の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査に関する諸規程に則り、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べることができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重

大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととし、少なくとも1名は外部監事とします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査に関する規程

- ① 監査機能の強化のため、監事監査に関する諸規程を整備します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査に関する諸規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の同意の議決を要します。なお、議決事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 決算及び事業実績
- ④ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）並びに基本財産及び重要な資産の処分に関する事項
- ⑤ 予算外の重要な義務の負担及び権利の放棄
- ⑥ 剰余金の処分に関する事項
- ⑦ 寄附行為の施行細則に関する事項
- ⑧ 寄附行為の変更
- ⑨ 合併
- ⑩ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び

第3号に掲げる事由による解散

また、次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。

- ① 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- ② 収益事業に関する重要事項
- ③ 寄附金の募集に関する事項
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- ⑤ その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めたもの

（2）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

（3）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

（4）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討し、当該検討に関する資料を評議員会に開示します。

2-5 評議員

（1）評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 東京理科大学の学長

イ この法人の専任の教育職員及び事務職員で、年齢25年以上のものの中から選出した者

ウ 東京物理学校、東京理科大学山口短期大学、東京理科大学諏訪短期大学、山口東京理科大学及び諏訪東京理科大学の卒業者（山口東京理科大学の卒業者にあっては、平成28年（2016年）3月31日以前の卒業者に、諏訪東京理科大学の卒業者にあっては、平成30年（2018年）3月31日以前の卒業者に限る。）並びに東京理科大学の卒業者で、年齢25年以上のものの中から選出した者

エ この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうちから理事会において選出した者

- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、寄附行為及び同施行細則に定めています。

（2）評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の委任は、東京理科大学学長選考規程に基づき、「理事会が行う」とあり、学校法人東京理科大学業務規程において、「学長は、校務に関する最終決定権を持ち、所属の職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、東京理科大学学則第1条に掲げる「一般教養とともに、理学、薬学及び工学の原理及びその応用を教授研究し、人格高く、かつ、応用力に富む有為の人物を育成して、文化の進展に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（2）学長補佐体制（副学長・学部長・研究科長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人東京理科大学業務規程において「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」としています。その職務については東京理科大学副学長規程に定めています。
- ② 学部長の役割については、学校法人東京理科大学業務規程において「学部長は、学長の命を受けて、その学部の運営に関する事項を掌理する。」としています。
- ③ 研究科長の役割については、学校法人東京理科大学業務規程において「研究科長は、学長の命を受けて、その研究科の運営に関する事項を掌理する。」としています。

3-2 教授会

（1）教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については東京理科大学教授会及び教授総会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
 - ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
 - ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
 - ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

- (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。
- (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

 - ① ボード・ディベロップメント：BD
 - ア 業務を分掌する理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る取組事項の進捗を毎年度明示します。
 - イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。
 - ② ファカルティ・ディベロップメント：FD
 - ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
 - イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。
 - ③ スタッフ・ディベロップメント：SD
 - ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進しま

す。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16 年度（2004 年度）から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用、個人情報流出、研究活動における不正行為等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設するとともに、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

（1）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

（2）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努め

て最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携並びに産学官連携
- ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中期的な計画
 - イ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ② 上記(1)②学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

学校法人東京理科大学 ガバナンス・コード

制定日 2020 年 4 月 1 日
更新日 2021 年 4 月 1 日
更新日 2022 年 3 月 9 日
更新日 2022 年 4 月 1 日
更新日 2023 年 4 月 1 日
廃止日 2025 年 3 月 31 日